

原子力艦放射能調査の運用の概要について

防災環境対策室

1. 原子力艦については、原子力艦寄港地周辺住民の安全を確保するために、政府が必要な措置をとらなければなりません。原子力艦のもつ性格にかんがみ、特別な放射能調査その他の措置をとることとしています。(調査内容は別表参照)

放射能調査において平常と異なる値が観測された場合には、その状況を把握して必要な措置をとるとともに、その結果を一般に公表することとしています。

以上のような対応については、手順の基本を定める「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に従って実施されています。また、調査担当機関のマニュアルである要領を定め、調査の円滑化を図っているところです。

2. 調査結果については、専門家の協力による審議検討を行うことにより、従来の分析結果に比して大きな変動はなく、これまでの放射能水準と同程度の値であり、異常が認められないことを確認しております。また、大綱に定められている公表に加え、本インターネットによる公開を積極的に推進しています。

3. なお、平成14年4月、中央防災会議において、防災基本計画の原子力災害対策編に「原子力艦の原子力災害」が追加されました。また、平成16年8月には、原子力艦の原子力災害に定める事項等を具体化した「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)が策定されました。

当省では、それらを踏まえ、原子力艦放射能調査専門家会合において、関係省庁及び関係自治体からの意見の聴取等を行うとともに所要の検討を行い、平成17年7月に大綱を改訂しました。今後は、原子力艦に係る緊急時モニタリングをさらに充実する等、見直しを行うこととしています。

別表 調査内容

区分	測定対象	測定頻度	測定機器	備考	
放射線の測定	空間放射線	線量率	連続 四半期毎	NaI(Tl)シンチレーション検出器 電離箱式検出器	モニタリングポスト等
		線量率	入港前 入港時 寄港中は毎日 出港時 非寄港時は毎月	NaI(Tl)シンチレーション検出器	モニタリングポスト
		積算線量	四半期毎	積算線量計	モニタリングポイント
	海水中の放射線	計数率	連続		モニタリングポスト
			入港前 入港時 寄港中は毎日 出港時 非寄港時は毎月	NaI(Tl)シンチレーション検出器	モニタリングポスト
	環境試料中の放射能の測定	海洋試料	海水	入港前 入港時 寄港中は毎日	NaI(Tl)シンチレーション検出器
出港時				NaI(Tl)シンチレーション検出器 ゲルマニウム半導体検出器	
四半期毎			ゲルマニウム半導体検出器 低バックグラウンドベータ線測定装置	上層水、下層水	
海底土		出港後	ゲルマニウム半導体検出器	表層土	
		四半期毎	ゲルマニウム半導体検出器 低バックグラウンドベータ線測定装置		
海産生物		四半期毎		魚類、軟体類、 海藻類等	
陸上試料		大気浮遊じん	四半期毎		放射性ヨウ素を含む
		陸水(飲料水)	毎年		
		牛乳	毎年	ゲルマニウム半導体検出器	
		土壌	毎年		表層土
		農産食品 (葉菜、根菜、 米等)	収穫期		
降下物	毎月		水盤法等		
気象要素	風向、風速 気温、湿度 降水量等	原則として連続	気象観測装置		